

## [事案 22-60] 契約解除取消・入院給付金等請求

・平成 23 年 4 月 6 日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反により契約解除との通知があったが、加入時に受療事実について募集人には話しており納得できないとして申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

長年の友人である募集人（代理店使用人）から、保障内容はほぼ変わらないが保険料が安くなると勧められ、約 7 年前に同募集人を通じて加入していた他社の医療保険を解約して、平成 20 年 10 月に医療保険に加入した。

加入後、翌年 3 月に子宮内膜症により入院（第 1 回入院）・手術を受け給付金を受け取った。その後、同年 7 月に子宮内膜症により再入院（第 2 回入院）し、前回同様の給付金を請求したところ、保険会社は、告知義務違反による契約解除または条件付契約による継続を主張し、第 1 回入院に対する既払給付金の返還請求を通知してきた。

しかし、告知書記入時には、当該質問事項に関連して告知書の表 1 に「子宮内膜症」と記載されていることに気付かなかったが、子宮内膜症による受療歴について募集人に話したところ、募集人から当該質問事項に該当しないと言われ、告知書に記載しなかったものであり、不告知の事実、募集人が告知書の内容について正確に理解していなかったか、募集人の不告知教唆によるものであり、納得できない。契約解除を取り消し、契約の無条件継続と、2 回目以降（平成 22 年 6 月に子宮内膜症、骨盤腹膜炎により、3 回目、4 回目の入院をしている）の入院・手術給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の請求に応ずることはできないが、申立人が話し合い等による双方歩み寄りの解決を希望されるなら、拒絶するものではない。

- (1) 告知書に記入すべき加入前の受療歴があったが、告知書にはその旨の記入がなく、告知義務違反と判断せざるを得ない。
- (2) 不告知受療歴と請求疾患および既払いの請求疾患に因果関係があり、また、社内調査など審議の結果、申立人が主張する募集人の不告知教唆の事実も確認できなかった。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等書面および申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した。

#### (1) 告知義務違反の有無について

下記からすると、申立人には告知義務違反が認められる。

- ① 申立人が、申立契約に加入する約 1 年半前に、産婦人科で子宮内膜症と診断され治療を受けた事実は、告知書の質問事項に対し「はい」に該当する事実といえるが、申立人は「いいえ」と回答し、申立人は事実と異なる回答をしたことが認められる。
- ② 申立人が質問事項に対し、正当に告知していれば、相手方会社は、申立契約の締結を

拒絶したかまたは少なくとも同一条件では契約を締結しなかったと認められる。

- ③申立人は、加入前の受療歴について認識しており、仮に、告知書の表1の記載を見なかったとしても、告知時に容易に見られる状況にあったと認められ、申立人は、事実と異なった回答をしたことについて、少なくとも重過失があったと認められる。

(2) 和解について

本件において、申立人の主張が認定できるまでの証拠は見当たらなかったが、当審査会は、下記の事情からすると、申立人の主張を直ちに退けるのは相当でなく、和解により解決を図るのが妥当であると判断し、生命保険相談所規程第41条1項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- ① 事情聴取における申立人の説明は、詳細かつ具体的で、申立前の主張から一貫しており、申立人にとって不利な事項についても納得し得る説明がなされたのに対し、募集人の説明は、申立人の告知状況に関し、明確な記憶はないというものだった。
- ② 申立人は、7年間継続していた他社の医療保険を解約して申立契約に加入したが、解約前の保険と申立契約の保障内容を比較すると、告知義務違反を犯してまで申立契約に加入する動機は見当たらない。
- ③ 本件においては、申立契約の内容説明、告知書や申込書の作成に要した時間は15分前後であったと認められるが、募集人が事情聴取において述べるような告知書の質問事項を丸々読み上げ、確認をする時間的余裕があったのか疑問もある。